

令和元年度新潟市における法令遵守の推進等に関する条例運用状況

	件数	概要	
不当要求行為	0件		
公益目的通報	2件 (併合して審査)	通報受理日	令和2年2月21日
		通報内容	<p>市及び地区スポーツ振興会主催のスポーツ大会において、以下の通り、審判等への謝礼の支払いが不適切である。</p> <p>○A大会について (1)審判を行っていない者に謝礼を支払っている。そもそもA大会は審判を必要としないスポーツである。また、謝礼金額の根拠がない。 (2)看護師賃金も支払われているが、看護日誌等の看護記録がない。</p> <p>○B大会について (1)審判業務を行っていない者に、審判謝礼が支払われている。また、体育連盟主催の大会では、帯同審判員への謝礼は無い。さらに、謝礼金額の根拠がない。</p>
		審査会市長報告日	令和2年3月25日
		審査会調査結果	<p>(1)当該2大会は市も主催者であり、大会運営上必要な審判業務に対して謝礼を市が支払うことは地方自治法の規定に反するものではない。新潟市財務規則運用要綱による上限額を上回っていない金額で決裁をとっており、金額決定の手續きに問題は無い。</p> <p>(2)A大会では、支払われた者については大会役員として、競技中にトラブルが発生した際に直ちに対応し裁定しなければならぬという一般的に「審判」といわれる役割を担っており、支出に違法性はない。一方、B大会では審判の役割を担っていない者に審判謝礼を支払っていた事実が認められた。</p> <p>(3)不測の事態に備え看護師業務が可能なように待機することも看護業務の一環であり、賃金を支払ったことについて、違法性はない。</p>
		審査会意見	<p>(1)調査結果の通り、支出に違法性が認められた大会の審判謝礼は、支払われた者に対し、速やかに返還を求めるべきである。</p> <p>(2)今後は、役員や審判の従事状況などを主管する競技団体から報告書として提出を求めるなど、客観的な方法により十分に確認をすべきである。</p> <p>(3)看護師賃金の支払については違法性はないが、実際の対応案件の有無にかかわらず、看護記録等により従事の報告を受けるなどして、客観的な方法により確認を行うべきである。</p>
是正処置	<p>(1)違法性が認められた審判謝礼については、支払済みの審判謝礼の返還を求める。なお、当該年度前の支出においても状況を確認し、適切に対応する。</p> <p>(2)審判謝礼の支払にあたっては、主管する競技団体に対して、実際に審判を行ったことが確認できる実施結果報告書の提出を求めることとする。</p> <p>(3)会計事務を適正に行うため、実際の看護対応の有無にかかわらず、看護記録等の提出を求めることとする。</p>		